平成30年 第9回 由布市農業委員会総会議事録

- 1. 日 時:平成30年9月28日(金)9時00分
- 2. 場 所:由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室
- 3. 出席委員 9名

会 長 2番 縣 次 男 副 会 長 11番 大 塚 弘 士

 委員
 4番 坂 本 成 一

 5番 高 田 英

6番 麻 生 俊之輔

7番 二ノ宮 政 広 8番 安 部 義 浩

9番 江 藤 国 子

10番 小 野 惠美子

- 4. 欠席委員 1番 大津雄司
- 5. 議事参与が制限された委員数 0名
- 6. 議事日程
 - (1) 出席確認
 - (2) 会長挨拶
 - (3)議事
 - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
 - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑤ 非農地証明の発行について
 - ⑥ 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
 - ⑦ 農業振興地域整備計画の変更について
 - ⑧ その他
 - (4) その他
- 7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、10名中 9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成30年 第9回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 8番 安部 義浩 委員さんにお願いしたいと 思います。宜しくお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により 挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員

異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」

(議案第1号 1件)

議長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思います。

日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第2~4号 3件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号から4号については、農地法第3条2項の各号に該当しない為、許可用件を 全て満たしていると考えます。

議長

議案2号ですが、議席番号6番 麻生 俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案番号2号の説明をしたいと思います。この件は珍しい案件で、渡人の名前がありませんが、4月に亡くなられたという事であります。亡くなられる前に遺言で、お兄さんから弟さんに遺贈(贈与)された訳であります。この譲受人は、西長宝に住んでおり現在無職で、今後農業をしたいという事でございます。以前から、お兄さんを手伝いながら農業経験があるという事です。機械も農事組合法人さいぶの機械を利用するという事であります。審議をお願いします。

議長

それでは、この議案2号について、質疑を受けたいと思います。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(举手 多数)

はい、ありがとうございます。

举手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、議席番号7番 二ノ宮 政広委員さんよりお願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

議案番号3号の説明を行います。申請地は、柿原の折戸地区でございまして、受人は70アール以上の耕作をしている農家でありまして、農業機械もトラクター・コンバイン・田植機・乾燥機等所持しております。渡人は、農業を行っていないという事で農地を分割で売っているようでございまして、今回、双方の話がまとまったので、今回の申請となりました。特に問題はないと考えます。審議宜しくお願いします。

議 長

それでは、議案3号について、質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

この3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが、議席番号8番 安部 義浩委員さんよりお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案番号4号について説明致します。申請事由にあるように、先月の総会で利用権の 設定が出ております。申請地は、115番地3であり、受人の住所地のすぐそばとなってお ります。その畑を購入したいと言う事で今回の申請となりました。別に問題はないと思 います。審議を宜しくお願いします。

議 長

それでは、議案4号について、質問があればお願いします。 質問はないでしょうか。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

受人が会社ですので、農地所有適格法人の要件を満たしているかという事が重要だ と思いますが、説明がなかったのですが、どうでしょうか。

事 務 局

先月、こちらの法人の方が 5, 196㎡の利用権設定を出しました。同時に適格法人の申請も出ておりまして、①事業用件・法人の事業のうち農業収入が全体の 2分の1を超えている。②議決権用件の農業に従事する者の議決権の 2分の 1を超えている。③必要な農業作業の従事日数等、全て細かく審査した結果、農地所有適格法人の要件を全て満たしておりましたので、今回の農地の所有権の移転を受け付ける事にしました。

議長

よろしいでしょうか。

5番 高田 英 委員

わかりました。

説明の時は、要件を満たしているかどうかもお願いします。

事 務 局

わかりました。

議長

それでは、この議案4号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第5号 1件)

議長

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案5号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない 小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議案5号の案件ですが、議席番号4番 坂本 成一委員さんより説明をお願いします。

4番 坂本 成一 委員

議案番号5号について説明します。申請人の土地は、戦後の拡幅工事で買収された土地の一部が残ったものです。そこに農地として耕作はできるのですが、近くにドリームタウンという団地があり、そこの方から団地の住居の中にはあまり高い物が置けないので、一時保管場所を作ってくれないかという要望があったそうです。そこで今回の転用申請となりました。配置的には、倉庫は3つを当面は置いて、4トン位の車が入って物の出し入れが出来る感じになっております。もし、利用者が多ければ倉庫を増やす場合も考えではないかと思います。審議よろしくお願いします。

議長

この議案5号について、質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この案件意見なし付して進達致しますので、許可相当と認める委員さん の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この5号案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」 (議案第6~8号 3件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案6号から議案8号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議長

議案6号の案件ですが、議席番号6番 麻生 俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻牛 俊之輔 委員

議案番号6号を説明します。資料の5から8ページにあります。

譲受人は、農家の後継者として実家の方に帰りたいという事で、農家用住宅及び農業用倉庫を建てたいという事であります。お父さんは公務員をしながら、畜産(繁殖)と水稲栽培を忙しい合間で頑張っておりますので、それを見て受人も農業しながら働きたいという事でございます。農振の除外がされており、隣地同意もあります。審議をよろしくお願いします。

議案6号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この6号案件意見なし付して進達致しますので、許可相当と認める委員の 挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この6号案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案7号ですが、議席番号7番 二ノ宮 政広委員さんよりお願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

議案番号7号の説明をします。譲受人と譲渡人は親子でございまして、受人は長男で 庄内に住んでおり、渡人は竹田市にいます。受人が10年前から資材置場として農地を使 用しています。資料の10ページにありますように1990番地1には資材倉庫が建っており、 1990番地3は、砂利等を敷いて機械等を置いております。現状では、農地としての回復は 無理だということであり、始末書があります。審議宜しくお願いします。

議長

それでは、議案7号について、質問があればお願いします。 質問はないでしょうか。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

受人の方は建築業を営んでおられるのでしょうか。

7番 二ノ宮 政広 委員

EMK (イーエムケイ)システムという個人経営の会社の社長であります。

議長

議案7号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この7号案件意見なし付して進達致しますので、許可相当と認める委員の 挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この7号案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案8号ですが、議席番号6番 麻生 俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案番号8号、説明したいと思います。

別紙の資料13ページになります。渡人の土地を受人が購入して事務所及び資材置場 にしたいという事でございます。井路の許可、隣地同意もあるという事で、審議をよろ しくお願います。

議長

議案8号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この8号案件意見なし付して進達致しますので、許可相当と認める委員の 挙手を求めます。

(举手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この8号案件 許可相当と認めます。

○日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案9~11号 3件)

議長

日程 第5 非農地証明の発行について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

農地法第2条第1項の対象とならない農地と判断され、問題ないと考えます。

議長

議案9号については、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。

議案9号ですが、現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非 農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(举手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この9号の案件 非農地証明を発行致します。

それでは、議案10号ですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この10号案件を採決致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この10号の案件 非農地証明を発行致します。

続きまして、議案11号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この11号案件を採決致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(举手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この11号の案件非農地証明を発行致します。

○日程 第6 「農用地利用集積計画について(貸借権設定)」

(議案12号 1件)

議長

日程 第6 農用地利用集積計画について(貸借権設定)の審議です。事務局より説明を お願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画について(貸借権設定)、議案朗読説明。

議長

議案12号案件について、質問があればお願いします。

質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、承認される委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

○日程 第7 「農業振興地域整備計画の変更について」

(箇所番号1~7号 7件)

議長

日程第9 農業振興地域整備計画の変更について、7件あります。 農政課より説明をお願いします。

農政課

日程第9 農業振興地域整備計画の変更について、議案朗読説明。

議長

それでは、箇所番号1番について質問があればお願い致します。 質問はありませんか。

(5番 髙田 英 委員より挙手有り)

5番 髙田 英 委員

5ページの写真を見ると左側に小さい塔があるのですが、それが販売所ということですか。

農政課

委員ご指摘のとおり、すでに建物が建っておりますが、これは撤去して新たな販売所 を建てる計画が出されています。

5番 高田 英 委員

右側の写真の中に重機が写っているのですが、現在工事をしている状況ですか。であるならば、農振の除外を決定していませんからやめさせるべき指導を行うのではないですか。

農政課

この申し出が出る前に関係課と現地に行きまして、ちょうどその時に申出者がお見えになったので、話をしまして「ここは、農振農用地区域に入っていて、農地でない物にするのであれば、こういう物が必要ですよ」という事を指導してきまして、その時から写真を撮るまで時間が空いていますが、現状は当時現地に向かった時と写真を撮った時では、あまり変更が無いようでありました。その間は、特に今の計画に向けて工事を進めているという事は、見受けられないと判断しています。

議 長

よろしいでしょうか。

5番 高田 英 委員

この状況がはっきりしたら、取りあえずストップしてくれと言うのが筋だと思うのですが、農政課の判断でよいのであればいいです。

議長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、意見なし付して答申して委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この1番案件意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号2番について質問があればお願い致します。

質問はありませんか。

意見が無いようですので、意見なし付して答申して委員さんの挙手を求めます。

(举手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この2番案件意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号3番について質問があればお願い致します。

質問はありませんか。

(ありません。)

意見が無いようですので、意見なし付して答申して委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この3番案件意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号4番について質問があればお願い致します。 質問はありませんか。

(5番 髙田 英 委員より挙手有り)

5番 髙田 英 委員

16ページの箇所番号4番ですが、右側の備考欄に除外後は3種農地とあるのですが、都市計画のなぜ3種農地に該当するのかという事ですが、2種農地ではなく3種農地になるのですか。

農政課

庄内駅から300メートル以内の土地に該当するので3種農地としました。

議長

高田委員さんよろしいですか。

5番 高田 英 委員

わかりました。

議長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

意見が無いようですので、意見なし付して答申して委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この4番案件意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号5番について質問があればお願い致します。 質問はありませんか。

(7番 二ノ宮 政広 委員より挙手有り)

7番 二ノ宮 政広 委員

山林になっているのですが、今回の申請はなぜ行われたのですか。昔から山林になっていますが。

農政課

ご高齢になる時に、次の代の息子さんとかそういった方にいつかこの土地が、自分が亡くなった時・引き継がれる時に本来しておかないといけない手続きを後継者の方々に残しておくのも良くないという事で、自分の時に正しい手続きを終わらせておきたいというお気持ちでした。

7番 二ノ宮 政広 委員

農地パトロールとかしますよね、これは気が付かないでしょう。その時に指導しない のですか。

事 務 局

本来、農地パトロールにおいて、今まで確認していただいた所について非農地扱いにしてこなかったという事もありまして、今年から4番・5番等の農地については現地を順次調査しまして、農業委員・推進委員さんにデータをお送りし、最終的には農業委員会総会で非農地判断していくという事でございます。今まで、そういう事務的な事をしていなかったので、今後は順次やっていきたいと思っております。宜しくお願いします。

よろしいですか。

他に質問はありませんか。

(ありません。)

意見が無いようですので、意見なし付して答申して委員さんの挙手を求めます。 (挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この5番案件意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号6番この案件は編入です。質問があればお願い致します。 質問はありませんか。

(ありません。)

意見が無いようですので、意見なし付して答申して委員さんの挙手を求めます。 (挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この6番案件意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号7番の用途変更について質問があればお願い致します。 質問はありませんか。

(8番 安部 義浩 委員より挙手有り)

8番 安部 義浩 委員

申出者は71歳なのですが、今現在も畜産をされているのですか。 この土地に畜舎を建てるという事ですか。

農政課

申出者が土地の所有者でして、その農地を借りて利用する方が別にいて、規模拡大の為です。今、畜産をしている所よりはこちらの方が広くて場所がいい上、ホールクロップ等も多く置けるということで、31年度に補助事業を使って畜舎を建てる予定をされています。今、申出者と話を進めている状況です。

(6番 麻生 俊之輔 委員より挙手有り)

6番 麻牛 俊之輔 委員

近くの畜産農家さんですか。

農政課

はい、近くの畜産農家です。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

なかなか畜産系は、始末書付きの案件が多いのですが、疑問なんですが、このような 畜舎を建てる時は排水とかはどの様にしているのですか。規制等はあるのですか。浄化 槽等つけるのですか。

事 務 局

牛の場合は、大家畜となります。小家畜の豚等は、ばっ気槽等が必要になります。牛の場合は、おがくずやもみ殻を置いて糞などと混ぜて吸収させて、堆肥舎で発酵を半年間して還元するという事になりますので、浄化槽はいらないとなっています。但し10頭以上飼う所には、法律上に堆肥舎を設けるようになっています。

農政課

雨水の排水については、また別に作る予定にしています。そういう計画も出ています。

(11番 大塚 弘士委員より挙手あり)

11番 大塚 弘士 委員

隣地は、どうなっていますか。同意書関係はありますか。

農政課

お答えします。お一人ですね。1140番地で南に田がありまして、その方が地権者と別の方でして、隣地の農地と該当しまして、その方から隣地同意をいただいております。 あと周りが山林の所や田もありますけど、申出者がお持ちの場所が多いという事です。

議長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

意見が無いようですので、意見なし付して答申して委員さんの挙手を求めます。 (挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この7番案件意見を付して答申致します。

○日程 第8 「その他」

議長

続きまして、日程8 その他でございます。

何か質問はありませんか。

(ありません。)

ないようでございますので、以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。 審議、お疲れ様でした。